

ソフトウェア使用権許諾契約書

(業務単位ライセンス版)

第1条 総則

五大開発株式会社（以下「当社」という）は、本ソフトウェアの使用権許諾契約（以下「本契約」）を締結した法人または個人事業者（以下「使用者」という）に対して、本ソフトウェアの使用を許諾します。本契約は業務単位ライセンスの本ソフトウェア使用許諾に適用します。

第2条 使用契約

本ソフトウェアの使用希望者は使用登録申込書により使用許諾の申し込みを行い、使用製品の受領をもって使用許諾契約が成立したものといたします。

第3条 契約期間

- 本契約の契約期間は使用者が使用製品を受領した日を起算日とし、使用期間の満了をもって本契約を終了するものとします。
- 使用者は、当社が発行する「ソフトウェア使用貸出書」に記載されている期間、本ソフトウェアを使用することができます。
- 使用者が契約期間内に本ソフトウェアの使用を中止しても、使用代金の返還はいたしません。
- 使用期間中であっても、使用者がソフトウェアを返却した場合には使用を終了したものとみなします。
- 使用期限終了日の翌月末までにご返却がない場合は、さらに1ヶ月間、使用期間を延長したものとみなし、1ヶ月分の使用代金を請求いたします。
- 本契約が終了した後も、第5条（禁止事項）、第6条（権利）・第7条（秘密保持義務）・第9条（保証と責任）・第14条（損害賠償）等、本契約の性質上終了後も有効に存続すべき条項は有効に存続します。

第4条 使用許諾

- 使用者は本契約に基づき許諾された本ソフトウェアを単一のコンピュータ内で使用することができます。
- 取り扱い説明書類の印刷は、使用者自身が使用する目的で1部に限り許可されます。

第5条 禁止事項

- 本契約による使用許諾および、本契約の適用されるソフトウェア又は付随するその他の品目を譲渡したり、第三者に再使用を許諾したり又は移転することはできません。ただし、文書による当社の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、改変、翻案、外観の模倣による派生物の作成またはソースコードの解析を行うことはできません。
- 本ソフトウェアの認証機能、ライセンス管理機構、著作権表示等を除去、無効化、回避する行為を行うことはできません。

第6条 権利

- 本ソフトウェアの使用許諾は著作権の譲渡を意味するものではありません。
- 本ソフトウェアに関する著作権およびその他の知的財産権は当社または当社にライセンスを許諾している第三者に帰属します。

第7条 秘密保持義務

使用者は、本ソフトウェアに関して知り得た当社の技術上または営業上の機密情報を第三者に開示してはなりません。ただし、法令に基づき開示が求められる場合はこの限りではありません。

第8条 製品の返却

使用者は、本契約に基づく本ソフトウェア使用期限終了日の翌月末までに、本ソフトウェアに付属の USB プロテクトキーを当社に返却することとします。なお、返却の費用は使用者の負担とします。

第9条 保証と責任

1. 当社は、本ソフトウェアに関するすべての仕様について事前の通知なしに変更できるものとします。
2. 当社は、本ソフトウェアの欠陥の結果、発生する直接、間接、特別又は結果的損害について、仮に当該損害が発生する可能性があるとは告知された場合でも何らの責任を負いません。
3. 当社は、本ソフトウェアの使用の結果、直接、間接にかかわらず発生するすべての損害、及びその回復、再生等に要するすべての費用について一切の責任を負いません。

第10条 料金の支払い

使用者は使用代金をこれにかかる消費税とともに当社の請求書に記載の方法で支払うものとします。なお、当社の請求時期ならびに使用者の支払期日は以下のとおりです。

支払方法	請求日	支払い期限
一括払い	使用開始日	請求日の翌月末

第11条 支払い遅延

使用者は使用代金その他債務について支払い期日を経過しても支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から完済の日までの日数について年14%の割合で算出した額を、遅延損害金として支払うものとします。

第12条 本契約の変更

当社は使用者の事前承諾を得ることなく本契約の内容を変更することができ、変更の内容を使用者に通知するものといたします。

第13条 本契約の解除

使用者が次の各号のひとつに該当した場合、当社は何らの催告を要さず、本使用許諾契約の全部または一部を解除できるものとします。

1. 本ソフトウェアの使用代金の支払いを怠ったとき。
2. 本契約に定める各条項に違反したとき。
3. 他の債務により強制執行を受け、もしくは会社更生、整理、破産、民事再生等の申し立てがなされたとき。
4. 解散、営業停止または転業を行ったとき。
5. 支払い停止または手形交換所の不渡り処分を受けたとき。
6. その他著しい信用の悪化、背信行為のあったとき。

第14条 損害賠償

1. 使用者が本契約に違反して当社に損害を与えた場合には、第13条の解除の有無にかかわらず、当社は当社の被った損害の賠償を請求することができるものとします。
2. 使用者が本ソフトウェア(USBプロテクトキー)を破損もしくは喪失した場合は、当社に対しUSBプロテクトキー代金相当額である22,000円(税込)を損害賠償金として支払うものとします。

第15条 管轄裁判所

本契約に基づきまたは関連して生じる一切の紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 協議

本契約に定めのない事項または本契約の各条項について疑義が生じた場合には、当社および使用者双方で協議し円滑に解決を図るものとします。

第17条 連絡先

本契約に関するお問い合わせは以下の連絡先までお願いいたします。



五大開発株式会社

住 所： 〒921-8051 石川県金沢市黒田1丁目35番地

Eメール： pp-sales@godai.co.jp

電 話： 076-240-9587